

神戸市立筑紫が丘小学校 いじめ防止等のための基本的な方針

神戸市立筑紫が丘小学校

はじめに

本校の学校教育目標は「豊かな心で生き生きと伸びる子～元気いっぱい 笑顔いっぱい やさしさいっぱい～の学校に」です。児童が楽しく心豊かな学校生活が送れるように「神戸市立筑紫が丘小学校 いじめ防止等のための基本的な方針」を策定しました。

本校における「いじめ防止等のための基本的な姿勢」は、以下の通りです。

○神戸市いじめ指導三原則「するを許さず されるを責めず 第三者なし」を核とした指導を行います。

○児童、教職員の人権感覚を高めます。

○児童と児童、児童と教職員をはじめとする校内における温かな人間関係を築きます。

○いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決します。

○いじめの問題について、保護者・地域そして関係機関との連携を深めます。

1. いじめの定義

「いじめ」とは、本校に在籍する児童等に対して、本校に在籍している当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。その際、いじめには、多様な態様があることを鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努めることが必要である。

（「いじめ防止等のための基本的な方針」平成 25 年 10 月 11 日 文部科学大臣決定）

<いじめイメージ>

☆いじめ認知の三要件

- ①一定の人的関係にあり
- ②心理的、物理的攻撃によって
- ③心身の苦痛を感じる

この三要件に該当する事案は、いじめとして認知する。

☆「暴力行為」自体、刑法で禁じられている行為である。

☆「暴力」「暴力を伴わない」にかかわらず、速やかに対処されるべきである。

☆行為自体の問題性の軽重ではなく、それがもたらす心身の苦痛を見据える。

2. 教職員の意識と責務

（1）意識

- ・児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係づくりに努めます。

- ・力のつく授業、一人一人の児童が活躍できる活動・行事等を通じて、児童の自尊感情や自己有用感を高めます。
- ・児童の表情や行動の変化に気を配り、嫌がらせやいじわる等いじめが疑われる段階から対応します。
- ・いじめの兆候を見逃さないようアンテナを高く保ち、教職員相互が積極的に児童の情報を交換して情報の共有につとめます。
- ・「いじめは決して許さない」という姿勢をさまざまな場面で児童に伝えます。
- ・いじめは、生命または身体に重大な危険を生じさせる問題であるという認識をもって対応します。
- ・保護者や地域の方々からの情報を受け入れる姿勢を大切にします。
- ・研修を重ね、いじめに対する理解・指導・支援などについて、研鑽を積み重ねていきます。

(2) 責務

- ・教職員は、すべての児童がいじめ等のない環境において、安心して学習その他の活動に取り組むことができるようにするため、保護者その他と連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止と早期発見に努めます。
- ・いじめの問題を、個人や特定の教職員で抱え込んだり隠したりすることなく、校内いじめ問題対策委員会で情報を共有し、適切かつ迅速に対応します。

3. 家庭の役割と保護者の責務

子供たちの豊かな人間性を育むためには、第一義的に責任を担う保護者が、家庭をやすらぎと安心を与える場にすることが大切です。さらに、保護者は日頃から子供たちの規範意識を養うため、いじめの問題等についても日常の生活体験を通じながら、決して許されるものではないということを丁寧に指導しなければなりません。また、子供がいじめを受けた場合は、速やかに学校と協力し、子供をいじめから守らなければなりません。いじめを行った場合についても、学校や関係保護者と協力し、解決に向けた努力をする必要があります。

4. 校内いじめ問題対策委員会

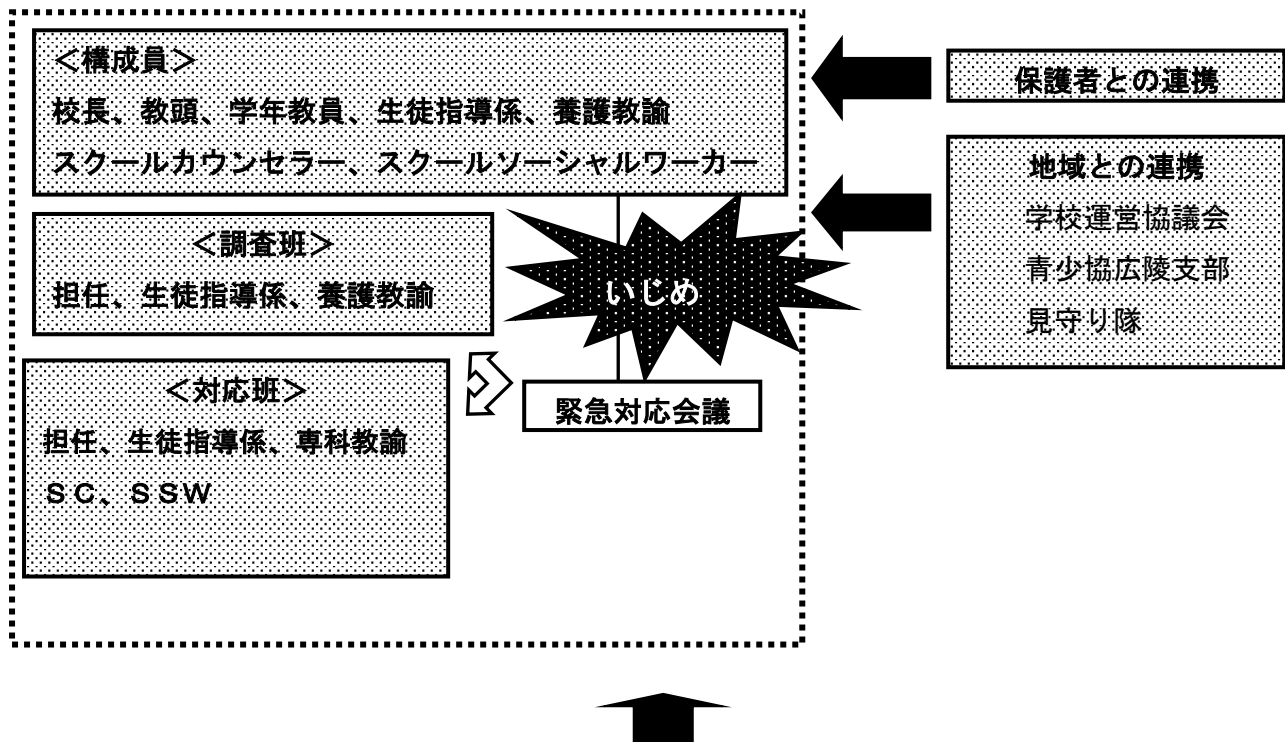
① 校内いじめ問題対策委員会の設置

本校は、校長・教頭・学年教員・生徒指導係・養護教諭・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の参加による校内いじめ問題対策委員会を設置します。

② 校内いじめ問題対策委員会の役割

- ・未然防止の推進など、学校基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証
- ・教職員の共通理解と意識啓発を図る校内研修の実施
- ・いじめの相談、通報の集約
- ・いじめが生じた際の組織的な対応と情報共有
- ・児童や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取（個人情報取り扱い注意の上）
- ・個別相談の受け入れ
- ・重大事態への対応
- ・本校のいじめ対策についての取り組みの検証と改善

校内いじめ問題対策委員会



<状況に応じて…>関係機関との連携

神戸市教育委員会事務局 スクールカウンセラー（加害・被害の児童・保護者の心のケア）
 スクールソーシャルワーカー
 神戸中央少年サポートセンター 警察 北区役所こども家庭支援室
 神戸市こども家庭センター 医療機関 法務局 等

※ 学校の指導だけで、十分な効果を上げることが難しい場合に

5. いじめの未然防止

いじめの問題においては、未然防止に取り組むことが最も重要であり、“いじめに向かわない”児童に育てることが大切になります。

児童が自主的にいじめの問題について考え、議論することなどいじめの防止に関する活動に取り組むことが大切です。

① 思いやりの心を育む教育

授業をはじめ道德教育や学級活動等すべての教育活動を通して、児童一人一人に「互いを思いやり、自分も友達も同じように尊重できる心」を育みます。

② 豊かな体験を通した心の教育と温かい集団作り

仲間同士で認め合い支え合う場面を設定し、自分の居場所がある温かい集団作りを行います。

「命の大切さを実感させる活動」「問題解決能力を育む活動」「他人を思いやる心を育てる

活動」など人間関係や生活経験を豊かにする体験活動や自主的活動、奉仕活動などを積極的に推進し、取組を進めます。

また、学級活動や行事、総合的な学習の時間などを通して、「自分を理解する」「自分を表現する」「仲間を理解して受け入れ信頼関係を築く」等の人間関係、コミュニケーション力、社会的スキル等を育てる取組を進めます。

③ 規範意識を身につけ、自浄力のある児童集団の育成

すべての教育活動の中で、きまりを守ることの大切さを指導し、規範意識を育てます。

「いじめ未然防止プログラム」を年間4回実施することで、見て見ないふりをするのは「いじめ」をしていることにつながることや、「いじめ」を見たら、やめさせたり、教職員や友達に知らせたりすることの大切さを指導します。その際、知らせることは正しいことであるということも知らせます。

④ 年間計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
未然防止に向けた取組	学年・学級づくり 人間関係づくり					いじめ未然防止		いじめ未然防止			いじめ未然	
	学年・学級づくり 人間関係づくり											
	いじめ未然防止プログラム①					プログラム②		プログラム③			防止プログラム④	
早期発見に向けた取組			いじめアンケート					いじめアンケート			いじめアンケート	
職員会議・職員研修等	職員会議 児童理解	職員会議 児童理解 職員研修	職員会議 児童理解	職員会議 児童理解 職員研修	職員研修 取組評価	職員会議 児童理解	職員会議 児童理解	職員会議 児童理解	職員会議 児童理解 取組評価	職員会議 児童理解	職員会議 児童理解 取組評価	職員会議 児童理解 次年度計画

④ いじめの早期発見

いじめは早期発見することが早期解決につながります。

① 信頼関係の構築と児童理解

- ・児童が安心して心を開き、相談できる雰囲気と体制作りに努めます。さらに積極的な言葉かけを行うなど、直接的なふれあいを大切に、担任を中心として深い信頼関係を築きます。

- ・定期的にアンケートを実施し、日常の生活実態の細かな把握等を通して、いじめ発見に向けて積極的に取り組みます。

・アンケートは、保存年限を守り、その内容についても児童がいじめの認識を深めるとともに、実情を記入しやすいように配慮します。

② 校外相談機関との連携

・教育相談指導室やこっぺっ子悩み相談「いじめ（ネットいじめ）・体罰・こども安全ホットライン（24時間電話相談）」、児童のタブレットからアクセスできる「おこまりごとポスト」など、校外の相談機関の機能や利用の仕方を児童や保護者に周知します。

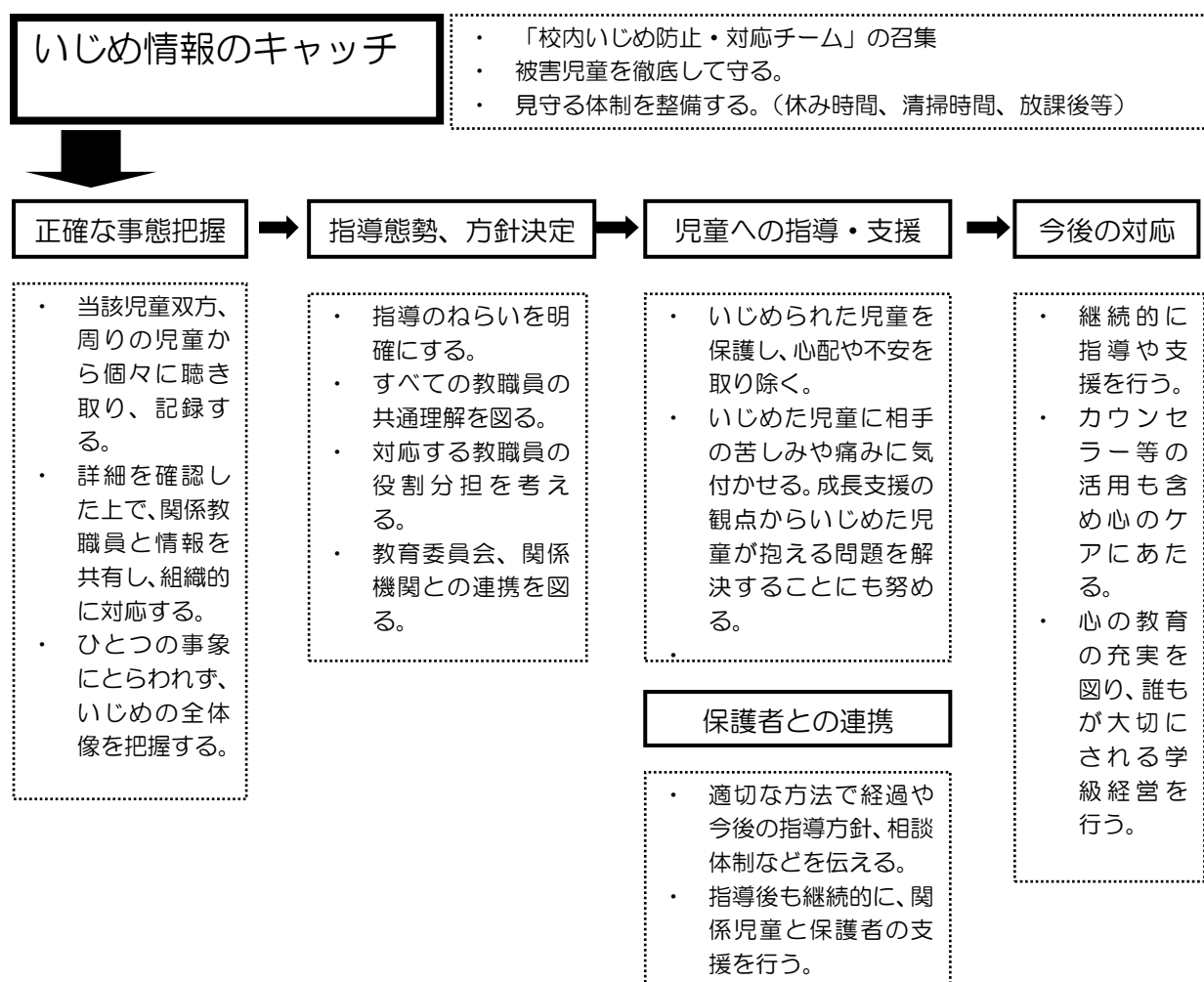
③ 相談体制の充実

・養護教諭やスクールカウンセラーと効果的に連携し、児童の悩みを受け止める機会を設定します。

⑤ いじめへの早期対応

いじめの兆候に気づいたときには、問題を軽視することなく、早期に実態把握を行い、対応します。

基本的な流れ



⑥ 特別な支援を必要とする児童への配慮

・特別支援学級に在籍する児童、通常学級に在籍する特別な支援を必要とする児童に対するいじめの未然防止・早期発見・早期対応に特に配慮します。

- ・いじめを許さぬ豊かな心を育てていくため、個々の児童を尊重する教育の推進が必要であり、特別支援学級と通常学級との交流や共同学習を積極的に進め、全職員で情報を共有したうえで支援を行います。
- ・休み時間、給食準備時、清掃活動時、朝・帰りの会等の「すきまの時間」に、担任一人では見守りきれない時間帯を全教職員でカバーできるようにします。
- ・支援教員、スクールサポーターなどを有効に活用し、複数で指導に当たる体制を作ります。

⑦ 特に配慮を必要とする児童への配慮

さまざまな特性や背景のある児童に対しては、教職員の正しい理解のもと、日常的に適切な支援を行います。

- (ア) 海外から帰国した児童、外国人の児童、国際結婚の保護者をもつ児童などの外国につながる児童
- (イ) 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童
- (ウ) 各地での災害や事故等により被災した児童や避難をしている児童
- (エ) 特別な事情があり、親元を離れて生活している、または、した経験がある児童

10. インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめへの対応

① 未然防止

- ・インターネットやソーシャルメディアの特殊性による危険性やトラブルについて、最新の動向を把握し、情報モラル教育（インターネット・スマホ教室など）を実施し、児童・保護者・地域の啓発に努めます。
- ・パソコンや携帯電話、スマートフォン等の使用に関するマナーや家庭でのルールづくりについて、保護者に協力を依頼します。

② 早期対応

- ・インターネット等によるいじめを認知した場合は、書き込みや画像の削除等の迅速な対応を図るとともに、内容によっては警察や法務局等の関係機関と連携して対応します。

11. 保護者・地域との連携

- ・青少年育成協議会、学校運営協議会等で、地域での児童の様子を知り、見守りを依頼します。
- ・いじめ問題に対する学校の取組状況を学校評価の項目に位置づけ、保護者からの意見をその後の取組に生かすようにします。

12. 校種間の連携

保育所・幼稚園・認定こども園・特別支援学校・中学校などとの連携により、児童の情報を確実に引き継ぎ、指導に生かすとともに、いじめに対する学校の指導態勢・指導内容の共有に努めます。

また、校区内の小・中学校間においては、「いじめ防止小中地域会議」等を活用した取組を通して、いじめの問題に向き合う姿勢を共有し、一貫した指導に生かすことができるようにします。

1 3. 重大事態への対処

① 重大事態の報告と調査

- ・重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告します。
- ・重大事態が発生したことを真摯に受け止め、教育委員会事務局の指示のもと、組織を設け、速やかに事実関係を把握します。

② 調査結果の報告

- ・いじめを受けた児童やその保護者に対して、説明責任があることを踏まえ、調査によって明らかになった事実関係について、適時・適切な方法で説明します。

1 4. その他

本校は、校内いじめ問題対策委員会によって、筑紫が丘小学校基本方針を適宜、点検・見直し、必要があると認められるときは改訂します。

平成26年3月

平成28年3月改訂

平成28年7月改訂

平成30年6月改訂

令和2年5月改訂

令和3年5月改訂

令和4年5月改訂

令和5年6月改訂

令和8年5月改訂